入札公示

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

なお、本公示に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る平成30年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものです。

平成29年12月22日

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官　小嶋　雅仁

◎調達機関番号　010　◎所在地番号　13

○第７号

1　業務概要

⑴　品目分類番号　42

⑵　業務の名称

平成30年度在沖米海兵隊グアム移転に関する日本側負担事業に係るアドバイザリー業務

⑶　業務内容

ア　一般事項

㋐　受注者は、業務の履行に当たって、事前に業務計画書を作成し監督官の承認を得るものとする。また、監督官と業務内容等について協議を行うものとする。

㋑　受注者は、業務の適正かつ円滑な履行を確保するために、監督官と協議の上、監督官に対して必要な報告及び提案を行うものとする。

㋒　受注者が、監督官に対して業務に係る報告又は提案を行う場合には、書面を電子データ（ワード等）で作成し、作成年月日を入れたものを迅速に送付する。また、緊急又はやむを得ない事情がある場合には口頭により行うことができるものとするが、後日、書面を提出しなければならない。

㋓　受注者は、日本側負担事業に係る米国政府担当官及び関係者（以下「米国担当官等」という。）から連絡・調整を受けた場合には、速やかに監督官にその内容を書面により正確に報告すること。

㋔　受注者は、監督官の指示により米国担当官等へ連絡・調整を行う場合には、その内容を相手に正確に伝え、その結果について速やかに監督官に書面により報告すること。

㋕　受注者は、日米合意文書に基づく日本側負担事業の適正な執行を確保するために、監督官に対して必要な報告及び提案を行うものとする。

イ　個別事項

㋐　グアム移転事業に係る検討業務

１）受注者は、監督官の指示により、下記の業務を実施する。

・日本側負担事業に係る資料（入札公告、提案要求書等）の収集、分析及び内容の確認
・米国政府の財政支出で整備する事業（以下「ＭＩＬＣＯＮ事業」という。）の実施に係る資料（入札公告、提案要求書等）の収集・整理
・各段階での設計成果の精査及び日本側負担事業の進捗状況の確認
・米国担当官等が行った日本側負担事業に係る契約書及び支払に関する文書の確認
・グアム移転事業の今後の事業計画（施設の整備内容、配置計画、施工計画、工程、費用内訳等）について、環境影響評価の影響、米国における契約手続きの諸制度等を踏まえ技術的な検討及び分析を行い、留意点等について必要な助言を実施
・各月のエンジニアリング・ニュース・レコード（ＥＮＲ）の建設物価指数（ＢＣＩ）の動向の報告。（会員登録費用を見込む）

２）受注者は、別途発注される「平成30年度在沖米海兵隊グアム移転に関する日本側負担事業に係る工事モニタリング補助業務」（以下「モニタリング業務」という。）が適正且つ効果的に行われるよう、監督官の指示により、業務を通じて得た情報について、モニタリング業務の実施者に対し説明、質疑応答、その他必要な検討、助言等を行うものとし、その結果を監督官に報告するものとする。また、モニタリング業務で得た情報に基づく、必要な調整をハワイにおいて実施するものとする。

３）受注者は、監督官の指示により、業務に関する資料収集、ヒアリング、設計会議等のため、関係する日本国外等において調査、調整を行うものとする。

㋑　日本側負担事業の精査及び予算要求に係る補助業務

１）工事費　受注者は、監督官の指示により、ＭＩＬＣＯＮ事業との整合を踏まえた日本側負担事業の今後の予算要求に係る基本的な検討、対象施設に係る計画の内容について、規模の妥当性、基準との整合性及び工事費の数量・単価を精査し、監督官に報告するものとする。また、精査を行うに当たっては、あらかじめ米国担当官等と協議が必要な事項について取りまとめ、監督官に報告するものとする。

２）設計費　受注者は、監督官の指示により、ＭＩＬＣＯＮ事業との整合を踏まえた日本側負担事業の今後の予算要求に係る基本的な検討、対象施設に係る所要を整理し、設計費の単価・人工数を精査し、監督官に報告するものとする。また、精査を行うに当たっては、あらかじめ米国担当官等と協議が必要な事項について取りまとめ、監督官に報告するものとする。

㋒　その他の技術的検討業務

受注者は、監督官の指示により、米国政府が実施しているグアム移転事業に係る環境影響評価の進捗状況を確認するほか、環境影響評価関連資料について以下の業務を行うものとする。

１）北マリアナ諸島における環境影響評価関連資料（約6,000頁相当）のレビュー、各種資料の日本語訳の作成作業（約600頁相当）を行い、今後のグアム移転事業における留意点等を分析した専門的意見の提供

２）上記に関連して必要となる米国政府を含む諸機関との調整に係る補助業務

㋓　配置技術者の体制

１）㋐１）から３）の業務の履行に必要な技術者の体制及び作業日数は、下記を標準とし、実績により後日精算を行うものとする。なお、業務場所については、米国担当官等との調整により、変更される場合がある。また、複数の技術者を交代で配置してもよいが、配置計画（人数、日程、職種等）については、監督官と協議のうえ決定するものとする。

（ハワイ）

管理技術者　延べ180人・日（休日を除く現地での作業日数延べ180人・日とし、12回分の往復旅費を見込むものとする。）

主任技術者　12ヶ月×１名分（休日を除く現地での作業日数延べ240人・日とし、12回分の往復旅費を見込むものとする。）

担当技術者　12ヶ月×１名分（休日を除く現地での作業日数延べ240人・日とし、12回分の往復旅費を見込むものとする。）

（グアム）

管理技術者　延べ15人・日（休日を除く現地での作業日数とし、３回分の往復旅費を見込むものとする。）

主任技術者　延べ35人・日（休日を除く現地での作業日数とし、７回分の往復旅費を見込むものとする。）

担当技術者　延べ50人・日（休日を除く現地での作業日数とし、10回分の往復旅費を見込むものとする。）

（テニアン）

管理技術者　延べ５人・日（休日を除く現地での作業日数とし、１回分の往復旅費を見込むものとする。）

主任技術者　延べ５人・日（休日を除く現地での作業日数とし、１回分の往復旅費を見込むものとする。）